

「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」の施行前の廃止を求める声明

経済産業省及び農林水産省は、平成27年1月23日付けで「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」（以下「本省令」という。）を定めた。

当団体は、平成26年4月5日付けで公表及び意見募集がなされた商品先物取引法施行規則に対し、同年4月25日付け「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正」に対する意見書を提出し、安易な規制緩和に反対する旨の意見を述べた。本省令は、上記の公表案を一部修正し、施行規則102条の2の一部を改正して、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、顧客が65歳以上の高齢者や年金等生活者以外の者で、一定の年収若しくは財産を有する者であれば、顧客の理解度を確保するなど条件に、不招請勧誘禁止の例外とする旨の規定を盛り込んだものである。

しかしながら、そもそも年齢、年収、財産等、顧客が商品先物取引契約を締結する適合性を有するか否かの確認は、同取引契約の締結について勧誘を行う際になされるものであって、本省令は、商品先物取引契約の締結を目的とする勧誘を、これを要請していない顧客に対し行うことを許容するものに他ならず、実質的には商品先物取引法214条9号で禁止されている不招請勧誘を認めるものであり、同法が「国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的」にしているのと相容れないものである。

また、顧客に年収や財産を確認したり、理解度を確認したりする際には、書面により年収や財産を申告させたり、問題に回答させることで理解度を確認したりすることとなるが、これらはすでに多数の商品先物取引事業者が行っているものである。現状、こういった書面による申告や確認の際には、顧客に対し事実と異なる年収や財産を申告をするよう誘導したり、正答を顧客に教示して理解しているように偽装する等の不正不当な行為が横行しており、それによる消費者被害が発生しているところであって、これらの規定が消費者被害防止のために機能するとは考えにくい。

さらに、本省令では一定の熟慮期間や、投資上限金額の設定が規定されている。しかしながら、熟慮期間については14日間しかなく、顧客が実際の商品先物取引を経験することで契約を見直すには余りに期間が短い。投資上限額についても年収及び金融資産の合計の1/3までと非常に高額な上限金額が設定される恐れがあり、被害も

高額になることを予防できない。

したがって、実質的に法が禁止する不招請勧誘を認め、その条件についても顧客が不正に誘導されるなどの危険性を多くはらみ、もって商品先物取引被害の拡大に繋がるおそれの高い本省令に対し、当団体は消費者保護の観点から強く施行前の廃止を求めるものである。

2015年2月25日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳

(本書に関する問い合わせ先)

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (K C' s)

〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号 天満橋千代田ビル(2号館2階)

事務局 06-6920-2911 FAX: 06-6945-0730